

空知信用金庫

そらちしんきんレポート

2026

【資料編】

Sorachi Shinkin Bank





contents

- 1 財務諸表
- 6 経営の状況
- 13 役職員の報酬体系について
- 14 連結財務諸表
- 17 自己資本の充実の状況
- 38 リスク管理方針 他
- 39 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要
- 40 顧客保護等管理方針 他
- 41 利益相反管理方針 他
- 42 共済募集指針 他
- 43 開示項目さくいん



■第101期 (令和8年3月31日現在) 貸借対照表

(資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現 金	4,509	4,533	4,593
預 け 金	79,309	82,661	87,600
買 入 金 銭 債 権	208	1,249	1,378
有 価 証 券	108,217	103,517	91,781
国 債	13,224	13,158	12,561
地 方 債	36,050	32,912	24,086
社 債	35,715	35,822	31,145
株 式	531	392	520
そ の 他 の 証 券	22,695	21,231	23,466
貸 出 金	145,696	146,836	146,290
割 引 手 形	566	313	212
手 形 貸 付	8,986	8,557	9,713
証 書 貸 付	131,084	131,911	129,523
当 座 貸 越	5,058	6,054	6,840
そ の 他 資 産	2,528	2,531	2,588
未 決 済 為 替 貸	90	69	69
信 金 中 金 出 資 金	1,929	1,929	1,929
前 払 費 用	15	15	16
未 収 収 益	321	347	417
そ の 他 の 資 産	171	170	155
有 形 固 定 資 産	3,423	3,299	3,199
建 物	1,299	1,256	1,218
土 地	1,758	1,758	1,758
その他の有形固定資産	365	283	222
無 形 固 定 資 産	30	70	52
ソ フ ト ウ ェ ア	22	62	43
その他の無形固定資産	8	8	8
前 払 年 金 費 用	77	87	96
繰 延 税 金 資 産	1,388	2,437	3,089
債 務 保 証 見 返	479	411	369
貸 倒 引 当 金	△ 621	△ 425	△ 381
(うち個別貸倒引当金)	(△ 501)	(△ 318)	(△ 263)
資 産 の 部 合 計	345,248	347,211	340,659

(負債の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	324,136	327,858	322,285
当 座 預 金	6,527	6,800	6,102
普 通 預 金	178,387	183,592	185,608
貯 蓄 預 金	1,650	1,599	1,514
通 知 預 金	2,981	905	882
定 期 預 金	126,671	127,031	120,656
定 期 積 金	6,343	5,477	4,931
そ の 他 の 預 金	1,575	2,450	2,591
そ の 他 負 債	730	983	1,129
未 決 済 為 替 借	139	142	124
未 払 費 用	245	374	501
給 付 補 填 備 金	1	0	2
未 払 法 人 税 等	75	138	141
前 受 収 益	64	72	86
払 戻 未 済 金	18	16	15
払 戻 未 済 持 分	0	2	6
職 員 預 り 金	107	101	86
資 産 除 去 債 務	43	43	43
そ の 他 の 負 債	35	90	120
役 員 賞 与 引 当 金	8	13	8
退 職 給 付 引 当 金	148	150	154
役員退職慰労引当金	166	184	167
睡眠預金払戻損失引当金	6	4	1
偶 発 損 失 引 当 金	59	80	107
債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0	0
債 務 保 証	479	411	369
負 債 の 部 合 計	325,736	329,686	324,224

(純資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出 資 金	755	741	725
普 通 出 資 金	755	741	725
利 益 剰 余 金	21,663	22,242	22,789
利 益 準 備 金	773	755	741
そ の 他 利 益 剰 余 金	20,890	21,486	22,048
特 別 積 立 金	20,350	20,850	21,450
当 期 未 処 分 剰 余 金	540	636	598
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 1	△ 1
会 員 勘 定 合 計	22,419	22,982	23,513
その他有価証券評価差額金	△ 2,907	△ 5,456	△ 7,078
評価・換算差額等合計	△ 2,907	△ 5,456	△ 7,078
純 資 産 の 部 合 計	19,511	17,525	16,435
負債及び純資産の部合計	345,248	347,211	340,659



貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3 年～50 年
その他 2 年～27 年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いと考えられる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間は 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は 457 百万円であります。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 発生年度に費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9 年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生する事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項(令和 7 年 3 月 31 日現在)
年金資産の額 1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746 百万円
差引額 △31,890 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和 7 年 3 月分) 0.1964%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 34 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されたため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が低いものは、次のとおりです。
貸倒引当金 381 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 7. に記載しております。
主要な仮定は、「(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)」であります。「(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
有形固定資産 3,199 百万円
有形固定資産は、収支予想に基づき資産グループ毎の将来収支を見積もって減損の要否を判定しております。当該見積りは、将来の経済情勢や収支環境等に影響を受ける可能性があり、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表における有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 7 百万円
- 子会社等の株式総額 10 百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 30 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,451 百万円

- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、一部の店舗(土地を除く)およびその他の事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 582 百万円
危険債権額 3,372 百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 258 百万円
合計額 4,213 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和 4 年 3 月 17 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額(現金)は 212 百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 358 百万円
担保資産に対応する債務
預金 55 百万円
上記のほか、為替決済および当座借越の取引の担保として、有価証券 2,429 百万円及び預け金 26,500 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、敷金 18 百万円及び保証金 126 百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は 814 百万円であります。
- 出資 1 口当たりの純資産額 11,349 円 13 銭
- 金融商品の状況に関する事項
(i) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(ii) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(iii) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務規程及び信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など各債権管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による ALM 会議または常務会及び理事会を開催し、審議、報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
ALM に関する規程及び要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された ALM に関する方針に基づき、ALM 会議または常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や VaR 分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 会議または常務会及び理事会に報告しております。
(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された運用方針に基づき、有価証券等取引規程等に依り行われております。
総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は、ALM 会議または常務会及び理事会において定期的に報告されております。
(iii) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する担当をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量をリスク管理の定量的分析として利用しております。
当金庫の VaR は分散共分散法(保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 3 年)により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で 3,175 百万円です。
ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注 1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注 2)参照)。また、現金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	87,600	81,592	△ 6,007
(2) 買入金銭債権	1,378	1,368	△ 10
(3) 有価証券	91,660	91,061	△ 598
満期保有目的の債券	6,429	5,831	△ 598
その他有価証券	85,230	85,230	—
(4) 貸出金(※1)	146,290	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 381	—	—
	145,908	140,217	△ 5,691
金融資産計	326,549	314,241	△ 12,308
預金積金	322,285	322,210	△ 74
金融負債計	322,285	322,210	△ 74

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

受託金融機関が算出した価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私券債は、利子率、残存償還期間、発行体の信用力等による理論価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 28. から 29. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額

② ①以外の債権について、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(6 か月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	10
非上場株式(※1)	68
信金中金出資金(※1)	1,929
組合出資金(※2)	42
合 計	2,049

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日)第 24～16 項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	24,500	30,000	18,900	4,300
有価証券(※1)	5,609	29,509	32,388	20,954
貸出金(※2)	24,631	46,225	27,841	35,596
合 計	54,740	105,734	79,130	60,850

(※1) 預け金及び有価証券は、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	79,252	45,517	16	—
合 計	79,252	45,517	16	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他(債券)」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、29. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他 (債 券)	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	—	—	—
	株 式	—	—	—
	債 券	6,429	5,831	△ 598
	国 債	—	—	—
	地 方 債	6,109	5,527	△ 582
	社 債	119	109	△ 10
	そ の 他 (債 券)	200	194	△ 5
合 計	そ の 他	—	—	—
	小 計	6,429	5,831	△ 598
合 計		6,429	5,831	△ 598

その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	340	216	124
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他 (債 券)	—	—	—
	そ の 他	5,839	5,487	352
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	6,179	5,703	476
	株 式	102	108	△ 5
	債 券	67,611	76,756	△ 9,144
	国 債	12,561	15,900	△ 3,338
	地 方 債	17,976	20,576	△ 2,599
	社 債	31,025	33,273	△ 2,248
	そ の 他 (債 券)	6,048	7,005	△ 957
合 計	そ の 他	11,337	12,546	△ 1,208
	小 計	79,051	89,410	△ 10,359
合 計		85,230	95,113	△ 9,882

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	212	39	19
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他 (債 券)	—	—	—
そ の 他	298	41	4
合 計	511	81	23

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,289 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 7,911 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	168 百万円
退職給付引当金	43
減価償却超過額	28
有価証券評価損	1
その他有価証券評価差額金	2,804
その他	185
繰延税金資産小計	3,232
評価性引当額	△ 112
繰延税金資産合計	3,119
繰延税金負債	
前払年金費用	27
その他	3
繰延税金負債合計	30
繰延税金資産の純額	3,089

32. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は 12 百万円であります。

■第101期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,783,439	4,238,459	4,707,911
資 金 運 用 収 益	3,225,575	3,535,461	4,034,067
貸 出 金 利 息	2,157,120	2,288,392	2,606,574
預 け 金 利 息	261,972	400,412	526,974
有価証券利息配当金	767,934	803,962	847,339
その他の受入利息	38,548	42,694	53,178
役 務 取 引 等 収 益	416,548	458,239	493,866
受入為替手数料	128,663	132,386	141,699
その他の役務収益	287,885	325,852	352,167
そ の 他 業 務 収 益	45,019	23,697	47,826
国債等債券売却益	28,910	12,485	34,319
国債等債券償還益	—	—	4,398
金融商品派生収益	—	2,650	—
その他の業務収益	16,109	8,562	9,107
そ の 他 経 常 収 益	96,295	221,061	132,150
貸倒引当金戻入益	36,265	89,788	38,198
償却債権取立益	6,195	11,172	42,695
株 式 等 売 却 益	51,333	86,192	46,854
その他の経常収益	2,500	33,907	4,402
経 常 費 用	3,119,261	3,435,554	3,921,454
資 金 調 達 費 用	18,779	218,640	632,864
預 金 利 息	17,402	217,420	629,288
給付補填備金繰入額	797	695	3,108
その他の支払利息	578	524	468
役 務 取 引 等 費 用	290,360	309,094	324,818
支払為替手数料	35,684	39,697	45,756
その他の役務費用	254,675	269,397	279,062
そ の 他 業 務 費 用	224,048	164,831	137,698
国債等債券売却損	102,113	80,890	1,941
国債等債券償還損	120,468	81,793	131,717
金融派生商品費用	—	—	2,985
その他の業務費用	1,466	2,147	1,054
経 費	2,499,238	2,530,566	2,537,681
人 件 費	1,486,970	1,478,446	1,511,049
物 件 費	908,743	942,681	927,605
税 金	103,524	109,439	99,026
そ の 他 経 常 費 用	86,834	212,421	288,390
貸 出 金 償 却	2,993	15,593	174,727
株 式 等 売 却 損	4,816	27,575	21,830
その他資産償却	657	502	391
その他の経常費用	78,367	168,750	91,441

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額は 10,007 千円であります。
- 出資 1 〇当たり当期純利益は 398 円 63 銭であります。
- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、492,544 千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

(次ページへ続く)

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 利 益	664,177	802,904	786,457
特 別 利 益	—	1,667	922
固定資産処分益	—	1,667	202
その他の特別利益	—	—	720
特 別 損 失	5,675	371	405
固定資産処分損	5,675	371	405
税 引 前 当 期 純 利 益	658,502	804,200	786,974
法人税、住民税及び事業税	130,245	195,456	211,595
法 人 税 等 調 整 額	6,372	259	△ 8,662
法 人 税 等 合 計	136,618	195,715	202,932
当 期 純 利 益	521,884	608,485	584,041
繰越金(当期首残高)	18,892	27,980	14,067
当 期 末 処 分 剰 余 金	540,776	636,465	598,108

■第101期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	540,776	636,465	598,108
積 立 金 取 崩 額	17,406	14,581	15,616
利益準備金限度超過取崩額	17,406	14,581	15,616
剰 余 金 処 分 額	530,202	636,978	579,008
普通出資に対する配当金	30,202	36,978	29,008
(配 当 率)	(年4.0%)	(年5.0%)	(年4.0%)
特 別 積 立 金	500,000	600,000	550,000
繰越金(当期末残高)	27,980	14,067	34,717

令和8年6月19日開催の第101期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月22日

空知信用金庫 理事長 熊尾 憲昭



経営の状況

■業務粗利益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	3,206,796	3,316,820	3,401,202
資金運用収益	3,225,575	3,535,461	4,034,067
資金調達費用	18,779	218,640	632,864
役務取引等収支	126,187	149,144	169,047
役務取引等収益	416,548	458,239	493,866
役務取引等費用	290,360	309,094	324,818
その他業務収支	△ 179,028	△ 141,134	△ 89,871
その他業務収益	45,019	23,697	47,826
その他業務費用	224,048	164,831	137,698
業務粗利益	3,153,955	3,324,831	3,480,378
業務粗利益率	0.90%	0.93%	0.99%

(注) 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■業務純益

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	818,422	968,241
実質業務純益	818,422	968,241
コア業務純益	968,621	1,063,181
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	941,623	1,026,017

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を適算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)			利息(千円)			利回り(%)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	349,940	354,054	351,189	3,225,575	3,535,461	4,034,067	0.92	0.99	1.14
うち貸出金	147,388	147,359	147,154	2,157,120	2,288,392	2,606,574	1.46	1.55	1.77
うち預け金	83,640	89,271	95,779	261,972	400,412	526,974	0.31	0.44	0.55
うち有価証券	117,085	114,652	104,986	767,934	803,962	847,339	0.65	0.70	0.80
資金調達勘定	335,126	339,140	334,927	18,779	218,640	632,864	0.00	0.06	0.18
うち預金積金	335,009	339,033	334,832	18,200	218,115	632,396	0.00	0.06	0.18

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和7年度 194 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

■利鞘

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り	0.92	0.99	1.14
資金調達原価率	0.74	0.80	0.93
総資金利鞘	0.18	0.19	0.21

■利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.18	0.22	0.21
総資産当期純利益率	0.14	0.16	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率
= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(平残) - 債務保証見返(平残)}} \times 100$

■受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	38,305	271,580	309,886	△ 28,358	526,964	498,606
うち貸出金	△ 419	131,691	131,272	△ 3,169	321,351	318,182
うち預け金	18,661	119,778	138,440	30,801	95,760	126,562
うち有価証券	△ 15,483	51,511	36,028	△ 54,842	98,219	43,377
支払利息	227	199,633	199,861	△ 2,682	416,906	414,224
うち預金積金	221	199,693	199,915	△ 2,669	416,950	414,281

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて投分しております。

■預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
流動性預金	194,418	200,681	203,312
うち有利息預金	161,325	167,403	171,887
定期性預金	139,560	137,266	130,384
定期預金	132,918	131,415	125,298
定期積金	6,641	5,851	5,086
その他	1,029	1,085	1,134
計	335,009	339,033	334,832
譲渡性預金	—	—	—
合計	335,009	339,033	334,832

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

3.その他=別段預金+納税準備預金

■定期預金期末残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定期預金	126,671	127,031	120,656
固定金利定期預金	121,032	122,057	116,342
変動金利定期預金	5,638	4,973	4,313
その他	—	—	—

■預金科目別残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当座預金	6,527 (2.0)	6,800 (2.0)	6,102 (1.8)
普通預金	178,387 (55.0)	183,592 (55.9)	185,608 (57.5)
貯蓄預金	1,650 (0.5)	1,599 (0.4)	1,514 (0.4)
通知預金	2,981 (0.9)	905 (0.2)	882 (0.2)
別段・納税準備預金	1,575 (0.4)	2,450 (0.7)	2,591 (0.8)
定期預金	126,671 (39.0)	127,031 (38.7)	120,656 (37.4)
定期積金	6,343 (1.9)	5,477 (1.6)	4,931 (1.5)
譲渡性預金	— (—)	— (—)	— (—)
合計	324,136 (100.0)	327,858 (100.0)	322,285 (100.0)
会員預金	99,077 (30.5)	101,671 (31.0)	100,057 (31.0)
会員外預金	225,059 (69.4)	226,186 (68.9)	222,228 (68.9)

(注) () 内は構成比%



経営の状況

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
割 引 手 形	536	411	259
手 形 貸 付	9,138	9,774	9,708
証 書 貸 付	132,612	132,016	131,662
当 座 貸 越	5,100	5,155	5,525
合 計	147,388	147,359	147,154

■貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金	146,836	146,290
う ち 変 動 金 利	41,271	47,825
う ち 固 定 金 利	105,564	98,464

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	507	507	486
有 価 証 券	12	112	192
動 産	—	—	—
不 動 産	39,493	42,035	41,898
そ の 他	—	—	—
計	40,012	42,654	42,576
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	67,232	67,350	68,311
保 証	10,944	12,524	13,141
信 用	27,517	24,307	22,260
合 計	145,707	146,836	146,290

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	0	0
そ の 他	—	—
計	0	0
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	11	11
保 証	182	154
信 用	217	203
合 計	411	369

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
設 備 資 金	91,736	62.4	92,105	62.9
運 転 資 金	55,099	37.5	54,184	37.0
合 計	146,836	100.0	146,290	100.0

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分	令和6年度			令和7年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)
製 造 業	136	3,503	2.3	136	3,053	2.0
農 業、林 業	209	1,440	0.9	212	1,477	1.0
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	4	114	0.0	4	118	0.0
建 設 業	753	15,065	10.2	763	15,934	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	12	299	0.2	16	282	0.1
情 報 通 信 業	24	455	0.3	25	493	0.3
運 輸 業、郵 便 業	110	3,140	2.1	112	3,241	2.2
卸 売 業、小 売 業	475	9,828	6.6	477	9,224	6.3
金 融 業、保 険 業	24	676	0.4	26	729	0.4
不 動 産 業	930	35,524	24.1	925	34,904	23.8
物 品 質 貸 業	14	1,765	1.2	12	1,667	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	35	504	0.3	34	442	0.3
宿 泊 業	12	564	0.3	11	478	0.3
飲 食 業	221	1,614	1.0	223	1,750	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	56	369	0.2	51	303	0.2
教 育・学 習 支 援 業	13	94	0.0	17	94	0.0
医 療・福 祉	160	5,340	3.6	162	5,612	3.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	443	6,604	4.4	467	7,359	5.0
小 計	3,631	86,906	59.1	3,673	87,169	59.5
地 方 公 共 団 体	7	18,811	12.8	7	17,555	12.0
個 人	6,675	41,118	28.0	6,440	41,564	28.4
合 計	10,313	146,836	100.0	10,120	146,290	100.0

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
消 費 者 ロ ー ン	5,866	14.6	5,872	14.4
住 宅 ロ ー ン	34,408	85.4	34,936	85.6
合 計	40,274	100.0	40,808	100.0

■貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	年 度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和6年度	119	106	—	119	106
	令和7年度	106	118	—	106	118
個 別 貸 倒 引 当 金	令和6年度	501	318	106	395	318
	令和7年度	318	263	5	313	263
合 計	令和6年度	621	425	106	515	425
	令和7年度	425	381	5	419	381

■貸出金償却

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却	15,593	174,727



経営の状況

■ 預貸率

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
貸 出 金 (A)	期 末	146,836	146,290
	期 中 平 均	147,359	147,154
預 金 積 金 (B)	期 末	327,858	322,285
	期 中 平 均	339,033	334,832
預 貸 率 (A) / (B)	期 末	44.78%	45.39%
	期 中 平 均	43.46%	43.94%

(注) 預金積金には譲渡性預金を含んでおります。

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和6年度	397	397	355	42	100.00	100.00
	令和7年度	582	582	517	65	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度	3,831	3,647	3,370	276	95.18	59.98
	令和7年度	3,372	3,229	3,031	198	95.76	58.12
要 管 理 債 権	令和6年度	242	129	119	9	53.30	7.59
	令和7年度	258	143	136	7	55.46	5.82
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	242	129	119	9	53.30	7.59
	令和7年度	258	143	136	7	55.46	5.82
小 計 (A)	令和6年度	4,471	4,173	3,845	328	93.33	52.43
	令和7年度	4,213	3,955	3,684	270	93.87	51.20
正 常 債 権 (B)	令和6年度	143,678					
	令和7年度	143,330					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和6年度	148,149					
	令和7年度	147,544					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

■有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和6年度	—	—	—	186	3,098	9,873	—	13,158
	令和7年度	—	—	—	673	4,014	7,872	—	12,561
地 方 債	令和6年度	8,856	1,425	1,740	3,035	12,511	5,342	—	32,912
	令和7年度	732	1,581	2,574	7,141	7,840	4,217	—	24,086
社 債	令和6年度	5,329	8,083	7,689	4,171	6,906	3,642	—	35,822
	令和7年度	4,511	7,824	7,209	4,169	4,465	2,965	—	31,145
株 式	令和6年度	—	—	—	—	—	—	392	392
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	520	520
外 国 証 券	令和6年度	499	98	1,644	2,240	731	1,575	3,053	9,842
	令和7年度	99	781	2,429	1,258	253	1,425	3,137	9,385
その他の証券	令和6年度	493	1,811	3,501	3,397	490	82	1,612	11,388
	令和7年度	366	3,211	3,904	1,614	991	1,236	2,756	14,080
合 計	令和6年度	15,178	11,418	14,576	13,030	23,737	20,516	5,058	103,517
	令和7年度	5,709	13,399	16,117	14,858	17,565	17,716	6,414	91,781

■有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	債	13,158	15,401	12,561	15,572
地 方 債	債	32,912	36,619	24,086	30,462
政 府 保 証 債	債	2,902	3,747	1,141	1,697
公 社 公 団 債	債	3,665	4,134	3,210	3,962
金 融 債	債	4,029	3,904	3,780	3,948
事 業 債	債	25,224	26,140	23,013	25,426
株 式	債	392	355	520	347
外 国 証 券	債	9,842	11,006	9,385	10,464
そ の 他 の 証 券	債	11,388	13,343	14,080	13,105
合 計	債	103,517	114,652	91,781	104,986

(注) 短期社債、新株予約権付社債および貸付有価証券の残高はありません。また、売買目的の有価証券はありません。

■預証率

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度
有 価 証 券 (A)	期 末	103,517	91,781
	期 中 平 均	114,652	104,986
預 金 積 金 (B)	期 末	327,858	322,285
	期 中 平 均	339,033	334,832
預 証 率 (A) / (B)	期 末	31.57%	28.47%
	期 中 平 均	33.81%	31.35%



経営の状況

■有価証券の時価情報

- (1) 売買目的の有価証券／該当する数字がございません。
(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他(債券)	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,635	5,379	△ 255	6,429	5,831	△ 598
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	5,315	5,068	△ 246	6,109	5,527	△ 582
	社 債	119	115	△ 4	119	109	△ 10
	その他(債券)	200	195	△ 4	200	194	△ 5
合 計	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	5,635	5,379	△ 255	6,429	5,831	△ 598
合 計		5,635	5,379	△ 255	6,429	5,831	△ 598

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

- (3) 子会社・子法人等株式で時価のあるもの／該当する数字がございません。
(4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	252	166	85	340	216	124
	債 券	2,833	2,832	0	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	1,600	1,599	0	—	—	—
	社 債	1,033	1,032	0	—	—	—
	その他(債券)	200	200	0	—	—	—
	そ の 他	2,083	1,987	95	5,839	5,487	352
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	5,169	4,987	181	6,179	5,703	476
	株 式	61	66	△ 5	102	108	△ 5
	債 券	80,214	86,531	△ 6,316	67,611	76,756	△ 9,144
	国 債	13,158	15,432	△ 2,273	12,561	15,900	△ 3,338
	地 方 債	25,996	27,719	△ 1,722	17,976	20,576	△ 2,599
	社 債	34,669	36,273	△ 1,603	31,025	33,273	△ 2,248
	その他(債券)	6,389	7,106	△ 716	6,048	7,005	△ 957
合 計	そ の 他	12,339	13,817	△ 1,478	11,337	12,546	△ 1,208
	小 計	92,615	100,415	△ 7,800	79,051	89,410	△ 10,359
合 計		97,784	105,402	△ 7,618	85,230	95,113	△ 9,882

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

- (5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	令和6年度	令和7年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	10	10
非 上 場 株 式	68	68
組 合 出 資 金	19	42
信 金 中 金 出 資 金	1,929	1,929
合 計	2,026	2,049

■商品有価証券／該当する数字がございません。

■デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引／該当する数字がございません。

■金銭の信託

運用目的、満期保有目的、その他の金銭の信託／該当する数字がございません。

■経費の内訳

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 件 費	1,486,970	1,478,446	1,511,049
報 酬 給 料 手 当	1,157,932	1,158,338	1,192,445
退 職 給 付 費 用	135,091	154,090	123,699
そ の 他	193,946	166,017	194,905
物 件 費	908,743	942,681	927,605
事 務 費	335,783	359,384	358,615
(うち旅費・交通費)	(4,670)	(5,089)	(5,319)
(うち通信費)	(42,232)	(43,749)	(45,235)
(うち事務機械賃借料)	(405)	(427)	(303)
(うち事務委託費)	(201,798)	(220,553)	(225,231)
固 定 資 産 費	231,367	249,008	219,638
(うち土地建物賃借料)	(59,070)	(59,745)	(59,410)
(うち保全管理費)	(116,364)	(124,660)	(127,324)
事 業 費	55,894	55,214	69,661
(うち広告宣伝費)	(18,592)	(16,527)	(27,121)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(30,012)	(31,119)	(33,098)
人 事 厚 生 費	17,131	16,889	31,165
減 価 償 却 費	218,955	212,859	198,331
そ の 他	49,611	49,325	50,194
税 金	103,524	109,439	99,026
合 計	2,499,238	2,530,566	2,537,681

〈役職員の報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、退職慰労金の算出にあたり、一定の基準を定めており、あらかじめ総代会において定められた基準による相当額の範囲内において、贈呈の時期・方法ともに理事については理事会に一任し、監事については監事会の協議に委ねることを決議しております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	104百万円

(注) 1. 左記役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 左記の内訳は、「基本報酬」80百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。
なお、令和7年度の賞与の支払いは7百万円でした。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和7年度においては、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものも含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫における経営上の重要性を勘案し決定しております。
該当するのは、空知しんきんビジネスサービス株式会社1社です。
3. 「同等額」は、令和7年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。



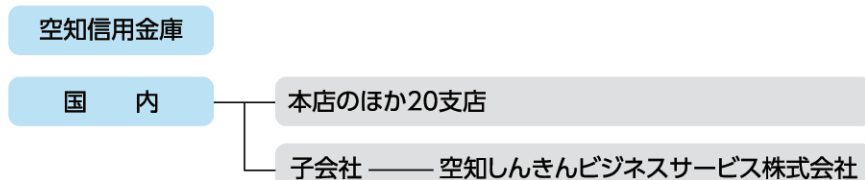
連結財務諸表

空知信用金庫と子会社空知しんきんビジネスサービス株式会社との連結会計報告です。

■当金庫グループの主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に各種金融サービスを提供しております。

【事業系統図】



■子会社の状況

(単位:百万円)

名 称	住 所	資本金	事業の内容	設立年月日	当 金 庫 の 議決権比率	子会社等の 議決権比率
空知しんきんビジネス サービス株式会社	岩見沢市3条西6丁目2-1	10	金庫業務事務等の受託	昭和62年12月1日	100.0%	—

■連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連 結 経 常 収 益	3,936	3,873	3,783	4,238	4,707
連 結 経 常 利 益	796	791	665	803	786
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	602	579	522	608	584
連 結 純 資 産 額	21,079	19,505	19,528	17,542	16,452
連 結 総 資 産 額	363,276	340,944	345,238	347,202	340,649
連 結 自 己 資 本 比 率	16.73%	16.78%	17.03%	16.73%	17.77%

■信用金庫法開示債権

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(10ページを参照ください)

■連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社:1社
主要な連結子会社の名称:空知しんきんビジネスサービス株式会社
主要な業務の内容:金庫業務事務等の受託
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
制限等はありません

■連結貸借対照表

(資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
現金及び預け金	87,194	92,194
買入金銭債権	1,249	1,378
有価証券	103,507	91,771
貸出金	146,836	146,290
その他資産	2,532	2,588
有形固定資産	3,299	3,199
建物	1,256	1,218
土地	1,758	1,758
その他の有形固定資産	283	222
無形固定資産	71	52
ソフトウェア	62	43
その他の無形固定資産	8	8
退職給付に係る資産	87	96
繰延税金資産	2,437	3,089
債務保証見返	411	369
貸倒引当金	△ 425	△ 381
資産の部合計	347,202	340,649

(負債の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
預金積金	327,828	322,255
その他負債	985	1,131
役員賞与引当金	13	8
退職給付に係る負債	150	154
役員退職慰労引当金	184	167
債務保証損失引当金	0	0
その他の引当金	84	109
債務保証	411	369
負債の部合計	329,659	324,197

(純資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
出資金	741	725
利益剰余金	22,259	22,806
処分未済持分	△ 1	△ 1
会員勘定合計	22,999	23,530
その他有価証券評価差額金	△ 5,456	△ 7,078
評価・換算差額等合計	△ 5,456	△ 7,078
純資産の部合計	17,542	16,452
負債及び純資産の部合計	347,202	340,649

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの純資産額は11,361円24銭であります。
※その他注記項目で親金庫と同じ内容のものは記載を省略しております。

■連結剰余金計算書

(単位: 千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
利益剰余金期首残高	21,680,519	22,259,161
利益剰余金増加高	608,844	584,312
親会社株主に帰属する当期純利益	608,844	584,312
利益剰余金減少高	30,202	36,978
配当金	30,202	36,978
利益剰余金期末残高	22,259,161	22,806,495



■連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	4,238,759	4,707,912
資 金 運 用 収 益	3,535,461	4,034,067
貸 出 金 利 息	2,288,392	2,606,574
預 け 金 利 息	400,412	526,974
有 価 証 券 利 息 配 当 金	803,962	847,339
そ の 他 の 受 入 利 息	42,694	53,178
役 務 取 引 等 収 益	458,239	493,866
そ の 他 業 務 収 益	23,698	47,827
そ の 他 経 常 収 益	221,361	132,150
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	89,788	38,198
償 却 債 権 取 立 益	11,172	42,695
そ の 他 の 経 常 収 益	120,400	51,256
経 常 費 用	3,435,418	3,921,001
資 金 調 達 費 用	218,618	632,802
預 金 利 息	217,399	629,226
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	695	3,108
そ の 他 の 支 払 利 息	524	468
役 務 取 引 等 費 用	309,094	324,818
そ の 他 業 務 費 用	164,831	137,698
経 費	2,530,451	2,537,291
そ の 他 経 常 費 用	212,421	288,390
貸 出 金 償 却	15,593	174,727
そ の 他 の 経 常 費 用	196,828	113,663
経 常 利 益	803,341	786,911
特 別 利 益	1,667	922
固 定 資 産 処 分 益	1,667	202
そ の 他 の 特 別 利 益	—	720
特 別 損 失	371	405
固 定 資 産 処 分 損	371	405
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	804,637	787,427
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	195,533	211,777
法 人 税 等 調 整 額	259	△ 8,662
法 人 税 等 合 計	195,793	203,114
当 期 純 利 益	608,844	584,312
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	608,844	584,312

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益額は404円34銭であります。
※その他注記項目で親金庫と同じ内容のものは記載を省略しております。

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本の充実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱)

自己資本の構成に関する開示事項	18
定性的な開示事項	18
自己資本調達手段の概要	18
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
オペレーショナル・リスクに関する項目	21
信用リスク管理の方針及び手続の概要	21
信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要	34
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	34
証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
金利リスクに関する事項	36
定量的な開示事項	20
自己資本の充実度に関する事項	20
信用リスクに関する事項	21
信用リスク削減手法に関する事項	34
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	34
証券化エクスポージャーに関する事項	35
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	35
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	36
金利リスクに関する事項	36
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	37



自己資本の充実の状況

新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）による開示について

バーゼルⅢとは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した国際的に業務を展開する銀行の健全性を維持するための新たな自己資本比率規制のことです。国内基準行についてもバーゼルⅢを踏まえ、平成26年3月期より、自己資本の質の向上等の見直しを図られた新たな自己資本比率規制が適用されました。

この、新自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づいて、当金庫の自己資本の構成等自己資本の充実の状況について情報開示いたします。

(1) 自己資本の構成に関する事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている出資金のほか、当金庫が利益より積み立てている利益剰余金等で構成されています。なお、連結対象に含まれる子会社は「そらちしんきんビジネスサービス株式会社」1社です。

新国内基準（バーゼルⅢ）

■単体自己資本比率表

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員協定の額	22,945	23,484
うち、出資金及び資本剰余金の額	741	725
うち、利益剰余金の額	22,242	22,789
うち、外部流出予定額(△)	36	29
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	187	225
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	187	225
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	23,132	23,710
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	50	37
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	50	37
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	62	69
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	113	106
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) / (ハ)	23,018	23,603
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	131,974	126,983
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	5,724	5,882
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	137,698	132,866
単体自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ) / (ニ))	16.71%	17.76%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■連結自己資本比率表

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,962	23,501
うち、出資金及び資本剰余金の額	741	725
うち、利益剰余金の額	22,259	22,806
うち、外部流出予定額(△)	36	29
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	187	225
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	187	225
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,149	23,727
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	50	37
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	50	37
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	62	69
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	106

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	23,035	23,620
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	131,964	126,970
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	5,724	5,882
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	137,688	132,853
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	16.73%	17.77%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%の4倍以上と大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散されております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	単 体				連 結			
	リスク・アセット等		所要自己資本額		リスク・アセット等		所要自己資本額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	131,974	126,983	5,278	5,079	131,964	126,970	5,278	5,078
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	124,076	118,826	4,963	4,753	124,066	118,813	4,962	4,752
ソブリン向け	298	468	11	18	298	468	11	18
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,921	18,646	716	745	17,921	18,646	716	745
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	868	819	34	32	868	819	34	32
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	23,019	22,289	920	891	23,019	22,289	920	891
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,910	11,195	436	447	10,910	11,195	436	447
トランザクター向け	181	201	7	8	181	201	7	8
不動産関連向け	47,719	40,969	1,908	1,638	47,719	40,969	1,908	1,638
自己居住用不動産等向け	18,345	14,421	733	576	18,345	14,421	733	576
賃貸用不動産向け	10,257	21,808	410	872	10,257	21,808	410	872
事業用不動産関連向け	18,793	4,265	751	170	18,793	4,265	751	170
その他不動産関連向け	324	474	12	18	324	474	12	18
劣後債権及びその他資本性証券等	602	502	24	20	602	502	24	20
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,398	1,414	55	56	1,398	1,414	55	56
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	716	333	28	13	716	333	28	13
信用保証協会等による保証付	1,413	1,623	56	64	1,413	1,623	56	64
株式等	1,142	1,436	45	57	1,132	1,423	45	56
上記以外	18,933	19,945	757	797	18,933	19,946	757	797
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,246	6,746	289	269	7,246	6,746	289	269
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,126	2,126	85	85	2,126	2,126	85	85
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,207	7,828	248	313	6,207	7,828	248	313
上記以外のエクスポージャー	3,352	3,245	134	129	3,352	3,245	134	129
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,842	8,055	313	322	7,842	8,055	313	322
ルック・スルー方式	7,842	8,055	313	322	7,842	8,055	313	322
③CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	54	85	2	3	54	85	2	3
④中央清算機関関連エクスポージャー	1	16	0	0	1	16	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	5,724	5,882	228	235	5,724	5,882	228	235
BI	3,816	3,921			3,816	3,921		
BIC	457	470			457	470		
ハ. 単体（連結）リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額（イ+ロ）	137,698	132,866	5,507	5,314	137,688	132,853	5,507	5,314

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引との与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、農業信用基金協会、及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

7. 単体（連結）総所要自己資本額=単体（連結）リスク・アセットの合計額（単体（連結）自己資本比率の分母の額）×4%

●オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスク等と定義し、当金庫では、「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

具体的には、システムリスク、事務リスク、リーガルリスク(法務リスク)、レピュテーション・リスク(風評リスク)、その他リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する「各リスク管理要領」「各種事務取扱要領」等を定め、オペレーショナル・リスク統括部署および各リスク管理担当部署がリスクを把握し、管理しております。

また、これらリスクの状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

自己資本関係の用語解説

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
不動産関連向け	自己居住用不動産等向け、賃貸用不動産向け、事業用不動産関連向け、その他不動産関連向けを含む。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
標準的計測手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つ。オペレーショナル・リスク相当額＝事業規模要素(BIC)×内部損失乗数(ILM)。BIが千億円以下で所定の要件を満たさない場合、ILMに「1」を用いる。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
コア資本	損失吸収力の高い出資金や内部留保を中心としつつ、一般貸倒引当金等を加えたものを言う。なお、市場換価性が低い無形固定資産や前払年金費用、また、繰延税金資産等はコア資本から控除される。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資業務規程」「融資審査基準」「リスク管理規程」および「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスク管理の評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、ストレステストによる信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、一連の信用リスク管理の状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議等といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定事務取扱要領」および「償却・引当金規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。



自己資本の充実の状況

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）
（単体）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		延滞エクスポージャー	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	333,079	328,796	147,309	146,730	92,101	80,788	4,471	4,213
国	外	3,007	2,505	—	—	3,007	2,505	—	—
地 域 別 合 計		336,087	331,302	147,309	146,730	95,108	83,294	4,471	4,213
製 造 業		8,968	8,602	3,364	2,897	5,603	5,704	239	259
農 業、林 業		1,801	1,813	1,786	1,804	15	9	27	14
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		114	118	114	118	—	—	1	0
建 設 業		17,889	18,413	16,094	16,927	1,795	1,485	504	760
電気・ガス・熱供給・水道業		7,343	6,832	312	293	7,031	6,538	—	—
情 報 通 信 業		956	993	455	493	500	500	252	253
運 輸 業、郵 便 業		7,127	7,002	3,332	3,406	3,794	3,595	390	301
卸 売 業、小 売 業		10,993	10,400	10,041	9,449	951	951	814	612
金 融 業、保 険 業		93,850	96,317	722	771	15,733	14,133	—	—
不 動 産 業		38,799	38,137	37,303	36,739	1,496	1,398	544	376
物 品 賃 貸 業		1,816	1,718	1,766	1,668	50	50	0	—
学術研究、専門・技術サービス業		569	502	569	502	—	—	39	38
宿 泊 業		564	478	564	478	—	—	85	78
飲 食 業		2,028	2,160	2,028	2,160	—	—	259	231
生活関連サービス業、娯楽業		758	680	708	640	50	40	64	51
教 育・学 習 支 援 業		138	137	138	137	—	—	—	—
医 療・福 祉		5,678	5,918	5,678	5,918	—	—	212	197
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		7,909	8,590	7,609	8,290	300	300	303	371
国・地方公共団体等		82,028	72,559	18,819	17,566	57,784	48,586	—	—
個 人		35,899	36,464	35,899	36,464	—	—	732	664
そ の 他		10,850	13,457	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		336,087	331,302	147,309	146,730	95,108	83,294	4,471	4,213
1 年 以 下		27,668	40,395	10,706	11,161	14,003	4,514	—	—
1 年 超 3 年 以 下		43,659	27,740	6,180	6,320	8,279	8,919	—	—
3 年 超 5 年 以 下		36,984	47,956	12,944	19,018	10,039	11,437	—	—
5 年 超 7 年 以 下		37,924	35,546	19,763	12,229	8,661	12,917	—	—
7 年 超 10 年 以 下		53,408	39,614	16,635	14,710	22,772	16,403	—	—
10 年 超		110,264	109,479	74,611	76,078	31,352	29,101	—	—
期間の定めのないもの		26,177	30,568	6,466	7,210	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		336,087	331,302	147,309	146,730	95,108	83,294	—	—



(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		延滞エクスポージャー	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	333,070	328,786	147,309	146,730	92,101	80,788	4,471	4,213
国	外	3,007	2,505	—	—	3,007	2,505	—	—
地 域 別 合 計		336,077	331,292	147,309	146,730	95,108	83,294	4,471	4,213
製 造 業		8,968	8,602	3,364	2,897	5,603	5,704	239	259
農 業、林 業		1,801	1,813	1,786	1,804	15	9	27	14
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		114	118	114	118	—	—	1	0
建 設 業		17,889	18,413	16,094	16,927	1,795	1,485	504	760
電気・ガス・熱供給・水道業		7,343	6,832	312	293	7,031	6,538	—	—
情 報 通 信 業		956	993	455	493	500	500	252	253
運 輸 業、郵 便 業		7,127	7,002	3,332	3,406	3,794	3,595	390	301
卸 売 業、小 売 業		10,993	10,400	10,041	9,449	951	951	814	612
金 融 業、保 険 業		93,850	96,317	722	771	15,733	14,133	—	—
不 動 産 業		38,799	38,137	37,303	36,739	1,496	1,398	544	376
物 品 賃 貸 業		1,816	1,718	1,766	1,668	50	50	0	—
学術研究、専門・技術サービス業		569	502	569	502	—	—	39	38
宿 泊 業		564	478	564	478	—	—	85	78
飲 食 業		2,028	2,160	2,028	2,160	—	—	259	231
生活関連サービス業、娯楽業		758	680	708	640	50	40	64	51
教 育・学 習 支 援 業		138	137	138	137	—	—	—	—
医 療・福 祉		5,678	5,918	5,678	5,918	—	—	212	197
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		7,909	8,590	7,609	8,290	300	300	303	371
国・地方公共団体等		82,028	72,559	18,819	17,566	57,784	48,586	—	—
個 人		35,899	36,464	35,899	36,464	—	—	732	664
そ の 他		10,840	13,447	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		336,077	331,292	147,309	146,730	95,108	83,294	4,471	4,213
1 年 以 下		27,668	40,395	10,706	11,161	14,003	4,514		
1 年 超 3 年 以 下		43,659	27,740	6,180	6,320	8,279	8,919		
3 年 超 5 年 以 下		36,984	47,956	12,944	19,018	10,039	11,437		
5 年 超 7 年 以 下		37,924	35,546	19,763	12,229	8,661	12,917		
7 年 超 10 年 以 下		53,408	39,614	16,635	14,710	22,772	16,403		
10 年 超		110,264	109,479	74,611	76,078	31,352	29,101		
期間の定めのないもの		26,168	30,558	6,466	7,210	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		336,077	331,292	147,309	146,730	95,108	83,294		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



自己資本の充実の状況

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※「貸倒引当金の内訳」につきましては、9ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	29	26	26	26	－	－	29	26	26	26	－	－
農 業 、 林 業	16	3	3	2	14	0	1	3	3	2	－	4
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
建 設 業	37	34	34	60	－	1	37	32	34	60	3	151
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	47	40	40	43	－	－	47	40	40	43	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	22	21	21	20	－	－	22	21	21	20	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	112	88	88	30	23	3	88	84	88	30	－	0
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	51	27	27	28	5	0	46	26	27	28	－	7
物 品 質 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	1	30	30	19	－	－	1	30	30	19	－	－
生活関連サービス業・娯楽業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
教 育 ・ 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉	153	25	25	14	62	－	91	25	25	14	11	－
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	22	16	16	12	－	－	22	16	16	12	－	10
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	5	4	4	3	－	－	4	4	4	3	－	－
合 計	501	318	318	263	106	5	395	313	318	263	15	174

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。



■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
(単体)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	4,533	－	4,533	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,474	300	22,474	300	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	1,000	－	1,000	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	53,593	－	53,593	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,989	－	545	－	54	10
我が国の政府関係機関向け	3,993	－	2,440	－	244	10
地方三公社向け	1,098	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	86,818	4,000	86,818	580	17,921	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,609	4,000	2,609	580	868	27
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,079	4,454	39,802	715	23,019	57
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,065	24,723	17,599	935	10,910	59
トランザクター向け	－	18,886	－	500	181	36
不動産関連向け	66,179	－	65,852	－	47,719	73
自己居住用不動産等向け	33,441	－	33,357	－	18,345	55
賃貸用不動産向け	13,426	－	13,336	－	10,257	77
事業用不動産関連向け	18,732	－	18,612	－	18,793	101
その他不動産関連向け	579	－	545	－	324	59
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	602	－	602	－	602	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,052	47	1,044	7	1,398	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	752	－	751	－	716	95
取立未済手形	69	－	69	－	13	20
信用保証協会等による保証付	24,315	7	24,315	0	1,413	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,142	－	1,142	－	1,142	100
合計					105,156	





自己資本の充実の状況

(単体)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	4,593	－	4,593	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,925	300	23,925	300	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	1,000	－	1,000	200	20
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	44,378	－	44,378	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	668	－	545	－	54	10
我が国の政府関係機関向け	3,300	－	2,138	－	213	10
地方三公社向け	1,098	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	89,838	4,200	89,838	590	18,646	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,309	4,200	2,309	590	819	28
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	40,064	4,169	38,974	636	22,289	56
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,830	24,420	18,307	997	11,195	58
トランザクター向け	－	19,205	－	544	201	37
不動産関連向け	66,505	－	66,170	－	40,969	62
自己居住用不動産等向け	33,769	－	33,715	－	14,421	43
賃貸用不動産向け	27,534	－	27,410	－	21,808	80
事業用不動産関連向け	4,378	－	4,252	－	4,265	100
その他不動産関連向け	823	－	793	－	474	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	401	－	401	－	502	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,133	41	1,123	6	1,414	125
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	682	－	681	－	333	49
取立未済手形	69	－	69	－	13	20
信用保証協会等による保証付	24,219	37	24,219	3	1,623	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,105	－	1,105	－	1,436	130
合計					98,894	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



(連結)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	4,533	－	4,533	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,474	300	22,474	300	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	1,000	－	1,000	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	53,593	－	53,593	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,989	－	545	－	54	10
我が国の政府関係機関向け	3,993	－	2,440	－	244	10
地方三公社向け	1,098	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	86,818	4,000	86,818	580	17,921	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,609	4,000	2,609	580	868	27
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,079	4,454	39,802	715	23,019	57
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,065	24,723	17,599	935	10,910	59
トランザクター向け	－	18,886	－	500	181	36
不動産関連向け	66,179	－	65,852	－	47,719	73
自己居住用不動産等向け	33,441	－	33,357	－	18,345	55
賃貸用不動産向け	13,426	－	13,336	－	10,257	77
事業用不動産関連向け	18,732	－	18,612	－	18,793	101
その他不動産関連向け	579	－	545	－	324	59
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	602	－	602	－	602	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,052	47	1,044	7	1,398	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	752	－	751	－	716	95
取立未済手形	69	－	69	－	13	20
信用保証協会等による保証付	24,315	7	24,315	0	1,413	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,132	－	1,132	－	1,132	100
合計					105,146	





自己資本の充実の状況

(連結)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	4,593	－	4,593	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,925	300	23,925	300	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	1,000	－	1,000	200	20
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	44,378	－	44,378	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	668	－	545	－	54	10
我が国の政府関係機関向け	3,300	－	2,138	－	213	10
地方三公社向け	1,098	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	89,838	4,200	89,838	590	18,646	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,309	4,200	2,309	590	819	28
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	40,064	4,169	38,974	636	22,289	56
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,830	24,420	18,307	997	11,195	58
トランザクター向け	－	19,205	－	544	201	37
不動産関連向け	66,505	－	66,170	－	40,969	62
自己居住用不動産等向け	33,769	－	33,715	－	14,421	43
賃貸用不動産向け	27,534	－	27,410	－	21,808	80
事業用不動産関連向け	4,378	－	4,252	－	4,265	100
その他不動産関連向け	823	－	793	－	474	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	401	－	401	－	502	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,133	41	1,123	6	1,414	125
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	682	－	681	－	333	49
取立未済手形	69	－	69	－	13	20
信用保証協会等による保証付	24,219	37	24,219	3	1,623	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,095	－	1,095	－	1,423	130
合計					98,881	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単体)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	40%	43.75%	45%	50%
	令和6年度										
現金	4,533	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,774	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,593	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	545	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	83,583	—	3,514	—	—	—	—	—	300
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,481	—	1,408	—	—	—	—	—	300
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	13,994	—	—	—	—	—	—	—	9,269
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—
不動産関連向け	—	—	1,503	750	4,962	2	474	2,235	—	2,333	2,035
自己居住用不動産等向け	—	—	1,503	750	3,130	2	—	2,235	—	—	2,035
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,831	—	474	—	—	2,333	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	69	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	10,184	14,132	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	92,085	17,118	99,150	750	8,477	2	474	2,235	—	2,833	11,628

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）										合 計
	60%	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	
	令和6年度										
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,533
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22,774
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,000
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	53,593
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	545
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,440
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	87,398
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,189
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	400	10,179	－	6,674	－	－	－	－	40,518
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	17,285	－	－	748	－	－	－	－	18,534
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	500
不動産関連向け	1,400	27,343	856	－	1,647	－	6,991	13,043	271	－	65,852
自己居住用不動産等向け	－	23,693	6	－	－	－	－	－	－	－	33,357
賃貸用不動産向け	854	－	850	－	－	－	6,991	－	－	－	13,336
事業用不動産関連向け	－	3,650	－	－	1,647	－	－	13,043	271	－	18,612
その他不動産関連向け	545	－	－	－	－	－	－	－	－	－	545
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	602	－	602
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	151	－	－	877	－	1,051
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	751	－	－	－	－	751
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	69
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	24,316
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,142	1,142
合計	1,400	27,343	18,542	10,179	1,647	8,326	6,991	13,043	1,751	1,142	325,126



自己資本の充実の状況

(単体)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	40%	43.75%	45%	50%
	令和7年度										
現金	4,593	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,225	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	44,378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	545	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,138	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	85,424	-	4,703	-	-	-	-	-	300
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,101	-	1,497	-	-	-	-	-	300
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	19	14,181	-	-	-	-	-	-	-	8,573
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	189	5,316	-	-	-	-	-	-	372	568
トランザクター向け	-	-	171	-	-	-	-	-	-	372	-
不動産関連向け	-	3	5,415	605	5,974	-	1,180	1,614	248	3,482	23,372
自己居住用不動産等向け	-	-	5,415	605	2,600	-	-	1,614	-	-	23,372
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	3,373	-	1,180	-	248	3,482	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	16	74	-	-	-	-	-	-	-	134
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	617
取立未済手形	-	-	69	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	7,988	16,235	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	82,185	19,148	110,531	605	10,678	-	1,180	1,614	248	3,855	33,567

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	60%	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	合 計
	令和7年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,593
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,225
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,378
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	545
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,138
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,428
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,899
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	200	10,805	-	5,829	-	-	-	-	39,610
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	12,782	-	-	74	-	-	-	-	19,304
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	544
不動産関連向け	2,496	825	2,033	-	608	-	15,381	2,917	7	-	66,170
自己居住用不動産等向け	-	100	5	-	-	-	-	-	-	-	33,715
賃貸用不動産向け	1,706	-	2,028	-	-	-	15,381	-	7	-	27,410
事業用不動産関連向け	-	725	-	-	608	-	-	2,917	-	-	4,252
その他不動産関連向け	789	-	-	-	-	-	-	-	-	-	793
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	401	-	401
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	52	-	-	852	-	1,130
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	681
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,223
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,105	1,105
合計	2,496	825	15,015	10,805	608	5,972	15,381	2,917	1,261	1,105	320,007

(連結)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	40%	43.75%	45%	50%
	令和6年度										
現金	4,533	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,774	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,593	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	545	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	83,583	—	3,514	—	—	—	—	—	300
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,481	—	1,408	—	—	—	—	—	300
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	13,994	—	—	—	—	—	—	—	9,269
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—
不動産関連向け	—	—	1,503	750	4,962	2	474	2,235	—	2,333	2,035
自己居住用不動産等向け	—	—	1,503	750	3,130	2	—	2,235	—	—	2,035
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,831	—	474	—	—	2,333	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	69	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	10,184	14,132	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	92,085	17,118	99,150	750	8,477	2	474	2,235	—	2,833	11,628

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	60%	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	合 計
	令和6年度										
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,533
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,774
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,593
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,440
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,398
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,189
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	400	10,179	—	6,674	—	—	—	—	40,518
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	17,285	—	—	748	—	—	—	—	18,534
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
不動産関連向け	1,400	27,343	856	—	1,647	—	6,991	13,043	271	—	65,852
自己居住用不動産等向け	—	23,693	6	—	—	—	—	—	—	—	33,357
賃貸用不動産向け	854	—	850	—	—	—	6,991	—	—	—	13,336
事業用不動産関連向け	—	3,650	—	—	1,647	—	—	13,043	271	—	18,612
その他不動産関連向け	545	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	602	—	602
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	151	—	—	877	—	1,051
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	751	—	—	—	—	751
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,316
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,132	1,132
合計	1,400	27,343	18,542	10,179	1,647	8,326	6,991	13,043	1,751	1,132	325,117



自己資本の充実の状況

(連結)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	40%	43.75%	45%	50%
	令和7年度										
現金	4,593	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,225	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	44,378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	545	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,138	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	85,424	-	4,703	-	-	-	-	-	300
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,101	-	1,497	-	-	-	-	-	300
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	19	14,181	-	-	-	-	-	-	-	8,573
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	189	5,316	-	-	-	-	-	-	372	568
トランザクター向け	-	-	171	-	-	-	-	-	-	372	-
不動産関連向け	-	3	5,415	605	5,974	-	1,180	1,614	248	3,482	23,372
自己居住用不動産等向け	-	-	5,415	605	2,600	-	-	1,614	-	-	23,372
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	3,373	-	1,180	-	248	3,482	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	16	74	-	-	-	-	-	-	-	134
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	617
取立未済手形	-	-	69	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	7,988	16,235	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	82,185	19,148	110,531	605	10,678	-	1,180	1,614	248	3,855	33,567

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	60%	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	合 計
	令和7年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,593
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,225
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,378
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	545
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,138
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,428
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,899
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	200	10,805	-	5,829	-	-	-	-	39,610
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	12,782	-	-	74	-	-	-	-	19,304
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	544
不動産関連向け	2,496	825	2,033	-	608	-	15,381	2,917	7	-	66,170
自己居住用不動産等向け	-	100	5	-	-	-	-	-	-	-	33,715
賃貸用不動産向け	1,706	-	2,028	-	-	-	15,381	-	7	-	27,410
事業用不動産関連向け	-	725	-	-	608	-	-	2,917	-	-	4,252
その他不動産関連向け	789	-	-	-	-	-	-	-	-	-	793
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	401	-	401
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	52	-	-	852	-	1,130
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	681
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,223
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,095	1,095
合計	2,496	825	15,015	10,805	608	5,972	15,381	2,917	1,261	1,095	319,997

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター社 (R&I)

■リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額(単体)				エクスポージャーの額(連結)			
	令和6年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)		CCF・信用リスク削減効果適用前		資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	220,668	5,007	32	218,060	220,668	5,007	32	218,060
40%～70%	44,759	19,197	11	45,441	44,759	19,197	11	45,441
75%	19,575	5,800	11	18,542	19,575	5,800	11	18,542
85%	10,745	1,654	20	10,179	10,745	1,654	20	10,179
90%～100%	9,991	2,837	14	9,973	9,991	2,837	14	9,973
105%～130%	20,127	—	—	20,034	20,127	—	—	20,034
150%	1,751	36	18	1,751	1,751	36	18	1,751
250%	1,142	—	—	1,142	1,132	—	—	1,132
合計	328,761	34,532	15	325,126	328,751	34,532	15	325,117

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額(単体)				エクスポージャーの額(連結)			
	令和7年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)		CCF・信用リスク削減効果適用前		資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	225,032	7,062	25	224,330	225,032	7,062	25	224,330
40%～70%	42,020	17,843	11	42,609	42,020	17,843	11	42,609
75%	16,001	5,040	11	15,015	16,001	5,040	11	15,015
85%	11,201	1,948	17	10,805	11,201	1,948	17	10,805
90%～100%	6,749	2,254	13	6,581	6,749	2,254	13	6,581
105%～130%	18,442	—	—	18,299	18,442	—	—	18,299
150%	1,263	19	24	1,261	1,263	19	24	1,261
250%	1,105	—	—	1,105	1,095	—	—	1,095
合計	321,815	34,169	14	320,007	321,805	34,169	14	319,997

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に据える額で除して算出した値のことです。



(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をするとともに、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等が該当します。当金庫が扱う主な保証には、政府保証と同様な地方公共団体保証付の他、適格格付機関から高格付を付与されたしんきん保証基金保証付等があります。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,266	2,175	14,225	37,057	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便法を用いています。
※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

信用リスク関係の用語解説

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。 金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。 ただし、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。また、信用リスクの対応として、取引相手を限定し、適切なリスク管理を行っております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配はありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切に管理されております。

また、同時決済取引については、長期決済期間取引は該当ありません。

■派生商品取引の額

■担保の種類別の額

■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

単体、連結ともに該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

当金庫は、証券化取引において、オリジネーターとしてではなく、専ら投資家として参入しています。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM会議または常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」や「余資運用方針」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な会計処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、33ページに記載した格付機関と同様です。

●オリジネーターの場合

単体、連結ともに該当ありません。

●投資家の場合

単体、連結ともに該当ありません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、信金中金出資金、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM会議または常務会に諮り投資継続の是非を協議するなどの適切なリスク管理態勢としております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」や「余資運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価等

(単体)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,329	1,329	1,627	1,627
非 上 場 株 式 等	2,027	—	2,050	—

(連結)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,329	1,329	1,627	1,627
非 上 場 株 式 等	2,017	—	2,040	—



自己資本の充実の状況

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	92	73
売 却 損	92	20
償 却	—	—

※損益計算書における損益の額を記載しております。

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	83	167

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単体、連結ともに該当ありません。

市場リスク関係の用語解説（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト+アドオン。
派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等があげられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オリジネーター	原資産の所有者。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	27,400	22,072
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

●銀行勘定の金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来収益に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改を想定した期間損益シミュレーションによる損益への影響度等を、リスク管理委員会やALM会議または常務会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

また、金利・株価・為替の変動要因の影響を受けて、当該資産・負債が被る最大損失額を統計的手法(VaR)により算定しており、VaR計測システムの妥当性を検証するために、その後の市場変動による実際の損失額をVaR計測値と比較するバックテストも行っております。

なお、リスク管理態勢として、金庫全体のリスク許容度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理を行っております。

金利リスク算定の基準は、以下の2つの定義に基づいて算定しております。

■金利リスク (IRRBB) の算定基準の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期: 2.626年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期: 10年
- ・流動性預金への満期の割り当て方法およびその前提

預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金の残高および滞留期間は内部モデルを用いて推計しています。内部モデルは、預金者の人格別(個人・一般法人・公金等)に残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴に合わせた推計式を用いて将来残高を算出し満期を割り当てています。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場に対する当金庫の預金金利の追随率を考慮しております。

- ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、異通貨の集計にあたっては通貨間の相関を考慮し、通貨毎の Δ EVEを集計しています。

- ・スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金は過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ・前事業年度末からの変動に関する説明

令和7年度の Δ EVEは、令和6年度対比で1,387百万円減少しております。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の Δ EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、十分な自己資本額を確保しており、金利リスク顕在時においても国内基準の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	6,414	5,027	416	275
2	下方パラレルシフト	△ 6,468	△ 5,036	△ 251	△ 238
3	ス テ ィ ー プ 化	4,097	3,305		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	6,414	5,027	416	275
8	自 己 資 本 の 額	23,018	23,603	23,018	23,603

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

金利リスク関係の用語解説

用語	解 説
IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Bookの略で、金利水準の不利な変動が銀行勘定のポジションに影響を与えることによる、銀行の資本および損益に対する現在ないし将来生じる恐れのあるリスクをいう。
Δ EVE	IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
Δ NII	IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。

■VaR (バリュー・アット・リスク) による算定基準の概要

- ・計 測 手 法 分散共分散法
- ・計 測 対 象 「資金運用勘定」
- ・算 定 方 法 保有期間120日、観測期間3年間、信頼区間99%
- ・リスクの計測頻度 月次(前月末基準)
- ・バックテストリング 6ヵ月後

■VaRによる銀行勘定の市場リスク

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
金 利 リ ス ク	5,552	4,780
為 替 リ ス ク	190	183
価 格 変 動 リ ス ク 等	846	1,199
市 場 リ ス ク	5,580	5,468

(注) 市場リスクは、リスク量の二重計上を排除するために、金利・為替・価格変動リスク等の相関関係を考慮しておりますので、各リスクの合計額と一致していません。
※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

リスク管理方針

1 信用リスク

信用リスクとは、一般的には貸出先の倒産等によって元金金の一部またはその全部が回収できなくなるリスクであるが、より広義には信用供与先(貸出先等)の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、金庫が損失を被るリスクをいう。ALM上、また損益状況を勘案し、適切なリスクテイクを行う。

最低所要自己資本比率管理上の手法は「標準的手法」とし、信用リスク管理上は、原則として不良債権比率・大口与信先状況・信用集中状況・潜在リスク等をモニタリングするものとする。なお、定期的にストレステストを行う。

2 市場リスク

市場リスクとは金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク要因の変動によって保有する資産(オフバランス資産を含む。)の価値が変動し、金庫が損失を被るリスクをいう。

この中には、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスク等がある。また、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金庫が損失を被るリスク、いわゆるカントリー・リスク(トランスファ・リスクともいう。)を含む。

市場リスク管理の手法としては市場VaRを、銀行勘定の金利リスク(IRRB)については金利ショックに対する銀行勘定が有する資産・負債の経済的価値の変動および金利ショックに対する期間収益の変動を計測し、モニタリングする。なお、定期的にストレステストを行う。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。

(2) 為替リスク

保有する外貨建資産・負債の相違により為替相場が変動した時に為替差損が生じ、損失を被るリスクをいう。

(3) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、債券や株式等の有価証券の価格の変動に伴って資産価格が減少ないし損失を被るリスクをいう。

(4) 市場性信用リスク等

有価証券の価格変動には発行体の信用リスクも影響する。「1. 信用リスク」とは区分して市場リスクに市場性信用リスク等を算定する。

3 流動性リスク

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされたりすることによって金庫が損失を被るリスクをいう。

また、この中には資金決済が不能になることによる決済リスクを含むものとする。

4 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク等、以下のリスクをいう。リスク量の測定は、標準的計測手法とする。

(1) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備やコンピュータセキュリティインシデント等に伴い、金庫や顧客が損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより、金庫や顧客が損失を被るリスクをいう。

(2) 事務リスク

事務リスクとは、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫または当金庫の子法人等が被るリスクをいう。

(3) リーガルリスク(法務リスク)

リーガルリスクとは、狭義には当金庫または当金庫の子法人等に対する提訴等により損害賠償責任などが生じ当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいうが、広義にとらえコンプライアンス・リスクを含むものとする。

(4) レピュテーションリスク(評判リスク)

当金庫または当金庫の子法人等に対する些細な苦情や風評に端を発して、信用の低下を招いて当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいう。

(5) その他リスク

上記1・2・3および4(1)～(4)以外のリスク。

コンプライアンス態勢

1 コンプライアンス態勢

当金庫は、皆様の大切な預金をお預りし、地域のお客様へのご融資を通じて地域経済の発展に貢献するという協同組織金融機関としての社会的責任や公共的使命を果たすための前提となる、法令等遵守を指すコンプライアンス態勢を確立しています。

2 空知信用金庫行動規範

私たちは、金融の円滑化を通じて、利用者保護という公共的使命と広く地域経済、社会の発展に貢献していくという社会的責任を負っている。

このことから、高い自己規律に基づいた健全な業務運営を行い、地域からの一層の信頼を確立するため、行動規範を定めるものとする。

①信用金庫のもつ公共的使命と社会的責任を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

②経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時

の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

④経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

⑤従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

⑥資源の効率的な利用と廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

⑦信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

⑧社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

3 反社会的勢力に対する基本方針

私たちは、空知信用金庫行動規範第8項の下、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり定め、これを遵守します。

①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の本部各部および全ての営業店には、北海道公安委員会が実施する不当要求防止責任者講習を受講し登録した不当要求防止責任者を配置しています。

マネー・ローンダリング・テロ資金 供与・拡散金融対策ポリシー

空知信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を統括責任者に任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3 リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考えに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じた追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5 疑わしい取引の届出

営業店からの報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6 経済制裁及び資産凍結の措置

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を断絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、マネロン等対策において業務指導管理部門による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店、ATMにおける掲示等を活用して、周知、広報に取組みます。



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの苦情及び紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または本部で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。

- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の本部統括部署へお申し出ください。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務人事部にご相談ください。

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務人事部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫総務人事部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

空知信用金庫 総務人事部			
住 所	〒068-8660 北海道岩見沢市3条西6丁目2番地1		
電話番号	0126-24-1165		
FAX番号	0126-22-2595	Eメール	jinji@sorachi.shinkin.jp
受付時間	9:00～17:00(信用金庫営業日)		受付媒体
		電話、手紙、面談、FAX、Eメール	

※お客様の個人情報(苦情等の解決を図るため、またお客様とお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします)。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

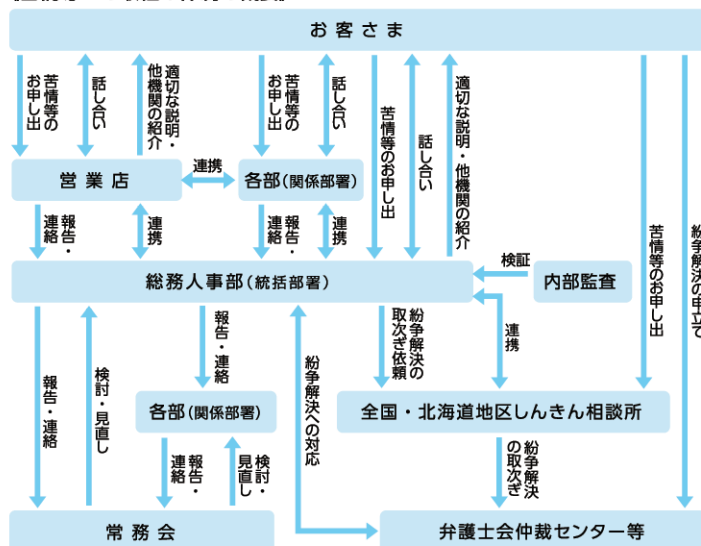
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	札幌弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00、 13:00～16:00

- ⑥ 当金庫の苦情・紛争への対応方針

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務人事部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務人事部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

《苦情等への取組み体制の概要》



顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益の保護および利便性の向上の重要性を十分に認識し、以下の事項を定めて遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

1 顧客保護等管理方針に係る基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹底します。

- (1) お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って取引または商品の説明および情報提供を適切にかつ十分に行います。
- (2) お客さまからの相談または苦情につきましては、適切かつ十分に対応いたします。
- (3) お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するために適切な措置を講じることにより安全に管理いたします。
- (4) お客さまとの取引に関連する業務を外部委託する場合は、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
- (5) お客さまとの取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともにお客さまからの信頼を向上させるよう努めます。
- (6) その他、お客さまの利益の保護や利便性の向上のための業務を適切に管理するよう努めます。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引」をいいます。

2 当金庫は、顧客保護等管理に関し必要に応じた内部管理規程を制定するとともに、組織体制を整備し、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、改善活動に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

空知信用金庫（理事長：熊尾憲昭 本店所在地：岩見沢市3条西6丁目2番地1）は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- ① 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- ② 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等、口頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用致しません。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務

- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種のご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様のお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません。

B. 特定個人情報などの利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑩ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項および個人番号の正確性確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページでもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

3 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、当金庫所定の用紙により受け付けることとさせていただきます。また、所定の手数料をお支払いいただきます。

・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

4 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

・個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。

- ・取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- ・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- ・アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード、ローンカードの発行・発送に関わる事務
- ・出資配当金通知書の発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報、等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様の依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問や、苦情の申し立てにつきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

空知信用金庫 総務人事部
住所／〒068-8660 岩見沢市3条西6丁目2番地1
電話番号／(0126) 24-1165 FAX／(0126) 22-2595

9 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引に当たり、本方針および当金庫が定める規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1 当金庫は、当金庫がお客さまと行う以下に定める取引を対象として利益相反管理を行います。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 2 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 3 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規定

等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

- 4 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

10 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 - 2 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
 - 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 - 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 - 5 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
- (注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び、「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

11 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 1 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 2 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 3 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 4 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険・一時払終身保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ。））
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取引できません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者1人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます。）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 5 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 6 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

【保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。】

空知信用金庫 総務人事部
住所／〒068-8660 岩見沢市3条西6丁目2番地1
電話番号／(0126) 24-1165 FAX／(0126) 22-2595

共済募集指針

当金庫は、以下の「共済募集指針」に基づき、適正な共済募集に努めてまいります。

- 当金庫は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害に係る共済事業に関する法律をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、共済の募集に際して、お客さまに引受共済団体名をお知らせするとともに、共済契約の引受け、共済金等のお支払いは共済団体が行うこと、その他引受共済団体が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱共済商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫の取り扱う共済商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や共済金額等に制限が課せられています。
- (1) 共済契約者・被共済者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている共済商品をお取扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が共済契約者となる共済の契約につきましては、共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金合計額(以下「共済金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する共済金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する共済金額等
 - ①診断等給付金(一時金形式)：1共済事故につき100万円
 - ②診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：月額5千円【特定の疾病に限られる場合は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1共済事故につき20万円【特定の疾病に限られる場合は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた共済契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受共済団体所定の連絡窓口へご案内、または共済団体と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

【共済契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。】

空知信用金庫 総務人事部 電話番号：0126-24-1165
受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

(1) 暴力・暴言など

- ①身体的な攻撃(暴力行為等)
- ②精神的な攻撃(暴言等)
- ③威圧的な言動
- ④差別的な言動

(2) 過度または不当な要求

- ①サービスに瑕疵、過失が認められない事案に対する要求
- ②サービスとして提供していない内容の要求
- ③過度な金銭補償の要求
- ④過度な謝罪の要求

(3) その他ハラスメント行為・迷惑行為

- ①性的な言動
- ②土下座の要求
- ③執拗な言動
- ④長時間に渡る拘束
- ⑤役職員個人への攻撃や嫌がらせ
- ⑥その他不可能な行為や抽象的な行為の要求
- ⑦SNSやインターネット上での誹謗中傷等

4 カスタマーハラスメントへの対応

当金庫はカスタマーハラスメントに対して以下のとおり対応いたします。

- (1) お客さまの行為がカスタマーハラスメントに該当すると当金庫が判断した場合には、毅然とした対応を取らせていただきます。
- (2) 悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察または弁護士などの外部機関・外部専門家と連携し対応させていただく場合がございます。

5 役職員への対応

当金庫は役職員に対し、以下の対応を実施いたします。

- (1) カスタマーハラスメントの判断基準や対応方法について、教育を行います。
- (2) カスタマーハラスメントの被害者に対しては必要な支援を行います。

当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本基本方針を遵守いたします。

お客さまにおかれましては、本基本方針に対するご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

カスタマーハラスメントに対する基本方針

1 はじめに

当金庫は、経営理念に「郷土の繁栄に寄与し 大衆からも職員からも喜ばれ敬愛と信頼される信用金庫を創る」を掲げ、地域のお客さまのニーズにお応えするため、日々の業務に取り組んでおります。また、お客さまからお寄せいただくご意見・ご要望は、当金庫のサービスの改善等において、大変貴重な機会と考えております。

一方で、一部のお客さまの要求や言動の中には、役職員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、役職員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして著しく不当な行為は、役職員の就業環境を悪化させるだけでなく、お客さまにご満足いただけるサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねません。

役職員の安全な就業環境を確保することで、役職員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客さまとの関係をより良いものとするにつながると考え、本基本方針を定めました。

2 カスタマーハラスメントの定義

お客さまから役職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、役職員の就業環境を害するものをカスタマーハラスメントと定義します。

3 カスタマーハラスメントに該当する行為

カスタマーハラスメントに該当する行為は、例えば、以下のとおりであるとと考えております。

当金庫は、カスタマーハラスメントに該当し得る行為が発生した場合、個々の事案に応じ、当該行為がカスタマーハラスメントに該当するかを検討し、適切に対応いたします。

ディスクロージャー誌発行にあたって

この冊子は、皆様に安心してお取引引きしていただけるよう、当金庫の業務内容や業績について解かりやすく紹介しております。

信用金庫法で定められた開示項目さくいん

1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	情報編 19
(2)理事・監事の氏名及び役職名	情報編 19
(3)会計監査人の名称	5
(4)事務所の名称及び所在地	情報編 20

2.金庫の主要な事業の内容

情報編 19

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	情報編 3
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	情報編 3
②経常利益	情報編 3
③当期純利益	情報編 3
④出資総額及び出資総口数	情報編 3
⑤純資産額	情報編 3
⑥総資産額	情報編 3
⑦預金積金残高	情報編 3
⑧貸出金残高	情報編 3
⑨有価証券残高	情報編 3
⑩単体自己資本比率	情報編 3
⑪出資に対する配当金	情報編 3
⑫役員数	情報編 3
⑬職員数	情報編 3
⑭会員数	情報編 3

(3)直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益及び業務粗利益率	6
イ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	6
ウ.業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	6
エ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	6
オ.受取利息及び支払利息の増減	6
カ.総資産経常利益率	6
キ.総資産当期純利益率	6
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	7
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	7
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	8
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	8
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	8
エ.使途別の貸出金残高	8
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	9
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	10

④有価証券に関する指標

ア.商品有価証券の種類別の平均残高	12
イ.有価証券の種類別の残存期間別残高	11
ウ.有価証券の種類別の平均残高	11
エ.預証率の期末値及び期中平均値	11

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制	38
(2)法令遵守の体制	38
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	情報編 6
(4)金融ADR制度への対応	39

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	1
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から ④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10
②危険債権	10
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	10
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	10
⑤正常債権	10
(3)自己資本の充実の状況	17
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	12
②金銭の信託	12
③デリバティブ取引	12
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	9
(6)貸出金償却の額	9
(7)法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査	5
6.報酬等に関する事項	
(1)役職員の報酬体系について	13

(連結)

1.金庫及びその子会社等の概況

(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	14
(2)金庫の子会社等に関する事項	14
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	14
3.金庫及びその子会社等の連結会計年度における財産の状況	15

金融再生法で定められた開示項目

金融再生法開示債権	10
-----------	----

自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱)開示項目さくいん

「自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項」(告示)

1.自己資本の構成に関する開示事項	18
2.定性的な開示事項	18
3.定量的な開示事項	20

明るく大きく豊かに



<https://www.shinkin.co.jp/sorachi/>



植物油インキを使用しております。

情報編は、店舗または当金庫ホームページにてご覧いただけます。
ホームページ： <https://www.shinkin.co.jp/sorachi/>
※右記二次元コードから、当金庫ホームページにアクセスが可能です

